

3 ^{あんしん}これで安心 ^{おごおりせいかつ}小郡生活

(1) ^{しやくしょ い}市役所に行こう

① ^{じゅうしょ か}住所が 変わったら

1 ^{がいく}外国から ^{おごおりし}小郡市へ ^{じゅうしょ か}住所が 変わった とき

^{にほん}日本に ⁹⁰90日 ^{にち}以上 ^す住む ^{がいく}外国の人 ^は、^{ちほう}地方 ^{しゅつにゆうこくざいりゅう}出入国在留 ^{かんりきょく}管理局より ^{じょうりくきょく}上陸許可を ^う受けてから ¹⁴14日 ^{にち}の ^{うち}うちに ^{おごおりしやくしょ}小郡市役所で ^{がいく}外国からの ^{てんにゆう}転入の ^{とどけて}届出を してください。

^{ちほう}地方 ^{しゅつにゆうこく}出入国 ^{ざいりゅう}在留 ^{かんりきょく}管理局で、^{ざいりゅう}在留カードを ^{もら}もらった人は ^{ざいりゅう}在留カードをもって ^{とどけて}届出を してください。パスポートに「^{ごじつこうふ}後日交付」という ^{いん}印を ^う受けた ^{ひと}人は ^もパスポートを ^{とどけて}持ってきて ^{とどけて}届出を してください。

2 ^{おごおりし}小郡市内で ^{じゅうしょ か}住所が 変わった とき

^ひ引っ越し から ¹⁴14日 ^{にち}の ^{うち}うちに ^{とどけて}届出を してください。^{ざいりゅう}在留カード ^{こじんばんごう}と 個人番号カード (^もマイナンバーカード。 ^{ひと}持っている 人) に ^{あた}新しい ^{じゅうしょ か}住所を ^か書き込みます ^{ので}、^{かな}必ず ^も持ってきて ください。

また、^{こくみんけんこうほけん}国民健康保険に ^か加入している ^{ひと}人は、^{ほけんしょう}保険証も ^{いっしょ}一緒に ^も持って きて ください。

3 ^{し まち}ほかの 市や町 から ^{おごおりし}小郡市へ ^{じゅうしょ か}住所が 変わった とき

^ひ引っ越しした ^ひ日から ¹⁴14日 ^{にち}の ^{うち}うちに ^{とどけて}届出を ^ししないと いけません。

あなたがもっている 在留カードと 個人番号カードに 新しい
住所を書き込みますので、在留カードと前の住所のある市
役所(町役場)で受け取った 転出証明書を必ず持ってきて
ください。

4 新しく在留カードをもらったとき

(在留資格取得届)

3か月を超える 在留資格をもらって、出入国在留管理局
で在留カードをもらったときは、市役所へ在留カードを必ず
も持ってきて届出をしてください。

5 小都市からほかの市や町へ住所を変えるとき

住所を変える前に小都市役所に 転出届を出さなければ
いけません。

引っ越すことがはっきりと決まってから届出ができます。
在留カード および 国民健康保険の 保険証(加入した人だけで
す)を小都市役所に持ってきてください。

6 小都市から外国へ引っ越すとき

国外へ転出することがはっきりと決まってから届出ができます
す。1年以上 国外へ 出国するときは、出入国在留管理局で
「再入国許可」を取得している場合でも、市役所への届出が
必要です。在留カードと個人番号カードを持ってきてください。

なお、あなたが持っている在留カードは、出入国のときに
必要となります。

※ おごおりし す 小郡市 に 住んで いる がいこく ひと が、いま せつめい 説明した から 4の 届出 を する ときに、ほかの ひと と いっしょに 住みたい ときは、ほかの 書類 が 必要 な ことが あります。詳しくは しみんか てんわ 市民課へ 電話して ください。

おごおりしやくしょ しみんか
小郡市役所 市民課
☎0942-72-2111

② 印鑑を 届ける

1 印鑑を 登録する ときは

日本では、サインの 代わりに 印鑑を 使います。印鑑は 実印 (公的に 登録された 印鑑)と 認印の 2種類が あります。

実印は 自動車の 売り買い、不動産の 売り買い・貸し借り、お金の 貸し借りの ときなど 大切な 取引に 使います。認印は、ふつうに 使う 印鑑で、日頃の 書類の 確かめや 銀行で お金を 預けたり 引き出したり する ときに 使います。

2 印鑑 登録 の 申し込み

登録できる 印鑑は 一人1個 で、住民票に 書いてある 名前(姓 と名)、姓あるいは名、または 姓と名の 一部を 組み合わせた もの だけが 登録できます。登録できる 印鑑には いろいろな きまりが ありますので 実印を 作る ときは、市民課で 確かめて ください。

登録の 申し込みは、あなたが 本人だと 証明できる 書類(在留 カードなど、顔写真の 付いた 公的機関が 発行した もの)を、市役所 の 市民課に 持ってきて ください。

印鑑が 登録されると 印鑑登録証を もらうことが できます。

3 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書が 必要な人は、印鑑登録と本人確認書類
(在留カード等)を持って 市民課に 申し込んでください。印鑑を
登録された 本人ではない人が 申し込み するとき、印鑑登録証
と 窓口に来た人の 本人確認書類(運転免許証など)を持ってき
てください。

おごおりしやくしよ しみんか
小郡市役所 市民課
☎0942-72-2111

③ 社会保障・税番号制度(マイナンバー)について

1 マイナンバーとは

マイナンバーは 一人に 一つの 番号で 役所などの 手続き
に 必要となる 大切な ものです。この 番号は、必要が なければ
他の人に 教えないで ください。

2 マイナンバーカード(個人番号カード)

個人番号カードを もらうためには 「通知カード」または、「個人
番号通知書」と 一緒に 届く 書類に 必要な ことを 書き、写真を
貼り付けて、一緒に 入っている 封筒に 入れて、郵便で 申し込ん
で ください。

^{がいこくごたいおう}
外国語対応コールセンター

マイナンバーについて、^{えいご}英語、^{ちゅうごくご}中国語、^{かんこくご}韓国語、^こスペイン語、^こポルトガル語で ^{しつもん}質問することが
できる フリーダイヤルがあります。

☎0120-0178-26